

内容を十分お読み下さい。

收入  
印紙

## 工事請負契約書

注文者 ..... (以下甲という)

請負者 株式会社 松元建設 (以下乙という)

監理技師 伊達 万里子 (以下丙という)として  
(これをおく場合に限り記載する)

この契約書(約款含む)と添付の図面 枚、見積書によって工事請負契約を締結します。

1. 工事 .....

2. 工事場所 .....

3. 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日 (予定)

工事引渡日 年 月 日 (完成より3日以内)

4. 請負代金額 金 .....

うち工事価格 金 .....

(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 金 .....

5. 支払方法

部分払 工事着手金 金 .....

(着工後1週間以内)

中間金 金 .....

完成引渡後金 .....

現金	分割払いの支払日、支払
クレジット(※ )	金額等は、別添クレジット
その他( )	契約書等による。

※信販会社名

# 約款

第1条（総則）甲、乙および丙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

第2条（請負者）乙は、この工事の図面および見積書により、頭書の請負代金をもって、前記の期間内に工事を完成しなければならない。乙は、図面または仕様書について、疑いを生じたとき、または、適當でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、丙（丙をおかない場合は甲。以下同じ。）の指図をうけ、重要なものは甲乙協議して定める。乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書および工程表をすみやかに丙に提出してその承認をうけなければならぬ。工事費内訳明細書に誤記、誤算、脱漏などがあつても、そのため~~に請負代金額を変えない。~~

第3条（権利義務の承継等）当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した検査済の工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的に供することができない。

第4条（監理技師）丙は、甲に代わって、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。丙は、甲の承諾する代理人を定めて監理させ、丙の指図をうけてもっぱら施工を監督する

現場係員をおくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

- 1 乙の提出する工事費内訳明細書、工程表その他仕様書に明示した書類を調査して承継すること。
- 2 実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、現寸図などを作り、工程表によって適当な時期に乙に交付し、また、乙の作る工作図、模型などを検査して承認すること。
- 3 施工一般について乙または乙の現場代理人に指図すること。
- 4 乙の提出する部分払請求書を工事の現状に照らして技術的に調査すること。
- 5 工期または請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。

第5条（工事関係者についての異議）甲は、丙の意見をきいて、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工または管理について著しく適當でないと認めた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、またはその交代を求めることができる。乙は、丙の代理人または現場係員の処置が著しく適當でないと認めたときは、その理由を明示して丙に異議を申し立て、またはその交代を求めることができ、丙の処置が著しく適當でないと認めたときは、その理由を明示して甲に協議を申し立てることができる。

第6条（工事の変更、中止等）甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、または工事着手を延

期し、もしくは工事を一時中止することができる。この場合において、請負代金額または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとし、また、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならず、その賠償額は甲乙協議して定める。

第7条（乙の請求による工期の延長）乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第8条（請負代金の変更）工期内に租税、物価、賃金等の変動により請負代金額が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、当事者は相手方に請負代金額の変更を求めることができる。この場合、請負代金額の変更については甲乙協議して定める。

第9条（一般的損害）工事の完成引渡しまでに工事目的物または検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第10条（第三者の損害）乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第11条（不可抗力による損害）天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することのできない事由によって工事の出来形部分または工事現場に搬入した検査済の工事材料について損害を生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害額が請負代金額の10分の1をこえるものについて、その超過額を甲が負担する。損害額は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

第12条（検査等）乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて、乙の立会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内または丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受ける。乙は、引渡し期日までに、丙の指図に従って仮設物の取扱いその他跡片付けなどの処置を行わなければならない。

第13条（甲の解除権）甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによつて生ずる乙の損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由がなく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内または期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約

を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第14条（乙の中止または解除権）甲が前払金または部分払の支払を遅滞し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払いがないときは、乙の工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅滞または中止期間が、工期の3分の1以上または2月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第15条（紛争の解決）この契約について紛争を生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方または一方からあつせん、調停または仲裁を申請する。この場合、紛争解決のためにする費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあつせんまたは調停を申請した場合は、申請した者がこれを負担する。

第16条（違約）甲または乙は、本契約に違約した場合、工事請負代金の5%を違約金として相手側に支払うものとする。

第17条（補足）この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。以上この契約書の証として本書.....通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 ..... 月 ..... 日

住 所 .....  
(フリガナ)  
甲(注文者) 氏 名 ..... 印  
自宅電話 ..... ( )

住 所 宮崎県都城市早水町21号11番地2  
乙(請負者) 株式会社 松元建設  
代表者氏名 代表取締役 久永 祐司 印  
電話 0986 (26) 7322

担当者氏名 : .....  
住 所 宮崎県都城市早水町21号11番地2  
丙(監理技師) 氏 名 伊達 万里子

## 《クーリングオフについて》

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負約款を充分お読みください。

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

\*お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からの請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行なった場合等  
②上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払いを請求することはできません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) 商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。

③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行なわなかつた場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまで書面によりクーリングオフすることができます。下図のようにハガキ等に必要事項を記入の上、販売店あて郵送して下さい。（簡易書留扱いが確実です。）

<input type="checkbox"/>	郵便はがき
○○○	
○○○	
○販○	
課壳○	
・・・	（株）
電ごご	行
話契住	
番約所	
号者	

し	右	・	・	・	・	契
ま	記	商	電	販	令	約
す	付	品	話	売	和	日
の	名	番	店	住	○	
契	、	号	所	所	年	○
約	役				月	○
は	務				○	日
解	の					
除	種					
	類					